

(裏)

誓約書

高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記の事項について誓約します。

また、利用者登録申請書の情報及び施設の利用状況について所轄警察署に照会すること、並びに照会で得た情報を高砂市教育長、高砂市上下水道事業管理者及び高砂市病院事業管理者に提供することについて同意します。(指定管理者にあっては高砂市長にこの誓約書を提出することを含む。)

なお、これらの事項に反する場合、高砂市又は指定管理者が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 高砂市における暴力団の排除に関する条例(平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1号で規定する暴力団又は条例第2条第2号で規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係に該当しないこと。
- 3 第三者に使用させる場合にあっては、上記1又は2に該当する者に使用はさせません。

年 月 日

高砂市長 様

指定管理者 様

住所
(所在地)

ふりがな

氏名
(団体の場合)団体名・代表者氏名

生年月日(西暦)

年 月 日

性別

男 ・ 女 ・ その他

高砂市における暴力団の排除に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)抜粋
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に参与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4) 省略